

令和4年度 第2回二宮町地域公共交通活性化協議会（書面開催）
議題

（1）地域公共交通計画の策定について【承認事項】

＜計画策定の背景＞

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化法」と言う。）が令和2年に改正され、地域公共交通計画の策定が努力義務となりました。
- 例年二宮町コミュニティバスの運行費用に対して受けていた「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（以下、「フィーダー補助」と言う。）を継続して受けるには、令和5年度中に前述の地域公共交通計画を策定する必要があります。

＜計画策定の方向性＞

- 当協議会は、平成24年度に改正前の活性化法に基づく「地域公共交通総合連携計画」（以下、「連携計画」と言う。）として、「二宮町地域公共交通計画」（以下、「旧計画」と言う。）を策定しています。
- 連携計画がバス等の特定の公共交通の活性化・再生を目的としていたのに対し、地域公共交通計画は、公共交通以外の各種輸送サービスを用いた交通施策も対象としており、より幅広い内容について記載する点が異なります。
- 旧計画やフィーダー補助の申請の際に作成していた「生活交通確保維持改善計画」に定められている事項は、地域公共交通計画に定めるべき事項と一部共通するため、既存の両計画を基に、一部内容を拡充する形で地域公共交通計画を策定することを考えています。
- また、今後も増加が見込まれる自宅からバス停までも移動することが困難な高齢者や障がい者等への福祉的な視点を含めた交通施策について、全国の先進事例を収集し、コミュニティバスに代わる新たな交通施策の検討を計画に盛り込みたいと考えています。

（2）二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について【承認事項】

- 地域公共交通計画の策定にあたっては、活性化法第6条第1項において、「地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会…（中略）…を組織することができる」とされています。
- 地域公共交通計画の策定にあたり協議を行うため、令和4年度末までに現行の設置要綱を改正し、当協議会を活性化法第6条第1項に規定されている協議会（活性化法法定協議会）に再編したいと考えています。
- なお、設置要綱の改正後も、現在の協議会から、委員の構成に変更は生じない

予定です。

- 具体的な設置要綱の改正案については、第3回協議会の場において提示させていただきます。